

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社C支店に派遣社員として雇用され、派遣先の倉庫内作業に従事していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、鉄パイプを運ぶために持ち上げた際、鉄パイプを落とし、左手甲を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、Dクリニックを受診し、「左手圧挫損傷」と診断され、同年〇月〇日にE病院に転医し療養していたところ、平成〇年〇月〇日、F病院を受診し、「複合性局所疼痛症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

##### 1 請求人

(略)

## 2 原処分序

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、左上肢及び右下肢の疼痛はいずれも本件傷病によるものであり、障害等級14級を超える障害に該当する障害であると主張している。
- (2) 請求人の本件傷病は、請求人の自訴及び医学的意見から、タイプIの反射性交感神経性ジストロフィー（以下「RSD」という。）に分類されるものであり、決定書理由に説示する障害等級認定基準によれば、その障害の有無及び程度は、RSDの慢性期における関節拘縮、骨萎縮及び皮膚の変化という3要件全てが認められるか否かによって判断されるべきものとされ、また、その判断は、受傷部位に生じた疼痛を対象とすることとされていることから、以下検討する。

ア 請求人の右下肢に生じた疼痛は本件災害による受傷部位に生じた疼痛には当たらないことから、障害等級認定の対象とすることはできないと判断する。

イ 請求人の左上肢に生じた疼痛について

(ア) 請求人の左上肢の骨萎縮についてみると、E病院G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右手に比し、左側手根骨周囲の軽度の骨萎縮と判断しました。」と述べているが、H病院I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、J医師は付け意見書において、K医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、いずれも左上肢の骨萎縮は認めないと述べている。当審査会としても、改めて請求人の上記所見を精査したが、左手に

明らかな骨萎縮があるとは認められず、I医師、J医師及びK医師の意見は妥当であり、左上肢の骨萎縮は認められないと判断する。

- (イ) 請求人の左上肢の関節拘縮についてみると、G医師及びI医師は、上記意見書において、左上肢の関節拘縮について言及しておらず、J医師は、上記意見書において、「以前は関節拘縮が存在した可能性はある」と述べるにとどまっている。さらに、K医師は、上記意見書において、左手関節に拘縮があるが、疼痛のため関節可動域が測定不能である旨述べている。当審査会としては、関節拘縮の可能性は否定できないものの、関節可動域の測定がなされていないことから、左上肢の関節拘縮については明らかではないと判断する。
- (ウ) 以上みたように、請求人の左上肢の疼痛については、皮膚の変化について見るまでもなく、障害等級認定基準に定めるRSDの3要件を認めるることはできないことから、障害等級には該当しないものと判断する。

- (3) 一方、請求人には、左上肢の受傷部位に神経症状が認められるところ、K医師は、左上肢に残存する疼痛については障害等級第14級の9に該当すると判断するのが妥当であると述べている。当審査会としても、受傷部位に骨折等の器質的変化が認められないことに鑑み、K医師の意見は妥当であり、その障害の程度は障害等級第14級の9「局所に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。
- (4) なお、請求人は、新たな検査所見を添付した平成〇年〇月〇日付けL医師作成の診断書及び同月〇日付けM病院N医師作成の診断書を提出しているが、これらの検査は、それぞれ同年〇月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日に施行した旨記載されており、治癒後1年以上経過した所見であるから、その所見の如何にかかわらず、上記判断を左右するものではない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。